



# 事業系ごみの 減量化・資源化と 適正処理

事業系ごみの処理は事業者にあります。

## ■事業系ごみとは

事業活動に伴って排出されるごみすべてをいいます。事業活動には、店舗、会社、事務所などの営利を目的とするものばかりではなく、病院、学校、社会福祉施設などの公共サービス等を行っているところや、個人営業も含まれます。廃棄物処理法では、事業者は事業系ごみを自らの責任で適正に処理しなければならないと定められています。

## ■事業系ごみの適正処理の方法

### 1 ごみを出さない工夫

仕入れの量を適量にしたり寿命の長いものを使用したりするなど、ごみを出さない工夫をしましょう。

### 2 リユース

不用になったら、必要な人に譲ったり、故障したら修理などをして再利用しましょう。

### 3 資源として活用

新聞、段ボール、かん類など、資源になるものは、資源回収業者に引き取ってもらいましょう。

### 4 ごみとして処分

やむを得ず、ごみとして処分する場合は、自ら清掃工場へ持ち込むか、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して処理しましょう。

### 資源として活用する方法

資源の回収は、資源が取り扱える一般廃棄物収集運搬許可業者(別紙折り込み参照)や次の団体にご相談ください。

<ご相談先>  
相模原環境・資源リサイクル協同組合  
Tel.042-703-8221  
相模原資源リサイクル協議会  
Tel.042-851-5151  
津久井環境資源リサイクル協同組合  
Tel.042-782-8055  
津久井環境事業協同組合  
Tel.042-687-4469

### ごみとして処分する方法

事業系ごみは、産業廃棄物と一般廃棄物に区分されます。産業廃棄物の処理については、(社)神奈川県産業廃棄物協会(045-681-2989)にご相談ください。一般廃棄物については、自らが市の清掃工場に搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託してください。

#### 自己搬入

※搬入できるものは資源を除く一般廃棄物に限ります

- 料金 基本料金180円と10kgを超える部分の10kgにつき180円を加算した額
- 搬入先 南清掃工場(南区麻溝台1524-1 Tel.042-748-1133) 及び 北清掃工場(緑区下九沢2074-2 Tel.042-779-1110)
- 受付時間 月～土曜日8:30～11:45、13:00～16:00 津久井クリーンセンター(緑区青山3385-2 Tel.042-784-2711) 月～土曜日9:00～12:00、13:00～16:00

※搬入は、自動車をお願いします。

#### 許可業者と契約

※許可業者=市長が許可している一般廃棄物収集運搬許可業者

- 料金 量や収集頻度、場所などの様々な条件により許可業者の処理金額が異なります。詳細については、各許可業者に御相談ください。
- 共同排出 ビル単位、商店街、組合単位などで業者選定をすると効率的な契約ができます。

# 事業系廃棄物のごみと資源の分け方

一般廃棄物

## 生ごみ

食品の食べ残し、売れ残り、調理残さ等  
(食品加工業を除く。)



生ごみ処理機やリサイクル施設に搬入して、できる限り資源化しましょう。リサイクルできない場合は、自ら市の清掃工場へ搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託してください。

- 食料品製造業などの業種から発生する生ごみ(動植物性残さ)は**産業廃棄物**です。
- 食品関連事業者は、食品リサイクル法により減量・リサイクルが義務付けられています。

## 一般ごみ (燃やすごみ)

汚れのついた紙、リサイクルできない紙



自ら市の清掃工場へ搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。可能な限りリサイクルするよう、分別を徹底しましょう。



種類ごとに分別し、古紙のリサイクル業者が一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託してください。**資源化可能な古紙は、市の清掃工場へ搬入することはできません。**

新聞

新聞、広告チラシなど

雑誌

週刊誌、書籍、パンフレット、カタログなど

段ボール

段ボール

OA古紙

コピー用紙、コンピュータ用紙

雑古紙

メモ用紙、郵便物、封筒、紙袋、ボール紙、空き箱など

シュレッダー古紙

シュレッダー処理紙

機密書類

個人情報、企業情報など機密性の高い書類

その他の古紙

感熱紙、ワックス加工紙、防水加工紙、ラミネート紙など

- 排出する際は、次の点に留意してください。
  - ・シールが貼られた封筒等は、シールを取り除くこと。
  - ・ビニールの付いた窓空封筒などは、ビニールを取り除くこと。
  - ・金属やプラスチックが付いたファイル等は、金属等を取り除くこと。
  - ・紙に貼られた粘着テープは、取り除くこと。
- 資源化できない古紙は市清掃工場へ搬入可能ですが、量や性状等により搬入できない場合があります。

産業廃棄物

<p>プラスチック類</p>	<p>弁当・カップめんの容器、ラップ類やトレー、ビニール袋、発砲スチロール、緩衝材類</p>		<p>産業廃棄物許可業者へ委託し、リサイクルしてください。プラスチック類は市の清掃工場へ搬入することはできません。</p>
<p>缶</p>	<p>飲料用の缶など</p>		<p>産業廃棄物許可業者へ委託し、リサイクルしてください。びん、かん、ペットボトルを市の清掃工場へ搬入することはできません。自動販売機で購入したものは、その飲料の納入業者に依頼してください。</p>
<p>びん</p>	<p>飲料用のびんなど</p>		
<p>ペットボトル</p>	<p>飲料用・調味料用のペットボトル</p>		
<p>金属類</p>	<p>刃物類、スプレー缶、金具類など</p>		<p>産業廃棄物許可業者へ委託し、リサイクルしてください。金属類を市の清掃工場へ搬入することはできません。</p>
<p>ガラス・陶磁器類</p>	<p>コップ等のガラス類、陶器類、蛍光灯など</p>		<p>産業廃棄物許可業者へ委託し、リサイクルしてください。ガラス・陶磁器類を市の清掃工場へ搬入することはできません。</p>
<p>●蛍光灯や電球は、<b>産業廃棄物</b>の金属くずとガラスくずの混合物に分類されます。</p>			
<p>電池</p>	<p>乾電池、ボタン電池や充電電池など</p>		<p>産業廃棄物許可業者へ委託し、リサイクルしてください。金属類を市の清掃工場へ搬入することはできません。</p>
<p>●電池は<b>産業廃棄物</b>の金属くずと汚泥の混合物に分類されます。 ●ボタン電池や充電電池はリサイクルしてください。</p>			

一般廃棄物／産業廃棄物

<p>木くず</p>	<p>木製品、木製パレット、せん定枝など</p>		<p>自ら市の清掃工場へ搬入(大きさ制限有)するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託し、リサイクルしてください。産業廃棄物の木くずを市の清掃工場へ搬入することはできません。</p>
<p>●建設業、木材製造業、木製品製造業などの業種から発生する木くずは<b>産業廃棄物</b>です。また、貨物の流通のために使用したパレット等も<b>産業廃棄物</b>です。 ●市の清掃工場への搬入にあたっては、大きさ等の制限があります。詳細は搬入する工場へお問い合わせください。</p>			
<p>古布</p>	<p>不要になった作業着、制服など</p>		<p>自ら市の清掃工場へ搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託し、リサイクルしてください。産業廃棄物の古布を市の清掃工場へ搬入することはできません。</p>
<p>●建設業、繊維工業などの業種から発生する古布(繊維くず)は<b>産業廃棄物</b>です。</p>			
<p>その他 (大型ごみなど)</p>	<p>事業所の机、椅子、ロッカー、家電製品、パソコンなど</p>		<p>産業廃棄物処理業者へ委託し、リサイクルしてください。エアコン、冷蔵(凍)庫、洗濯機、テレビ、衣類乾燥機は法律によりリサイクルが義務付けられています。販売店やメーカーにお問い合わせください。</p>

## 分別を徹底しましょう!

事業系ごみは、一般廃棄物と産業廃棄物に分類されます。また、排出段階で適正に分別することにより、焼却ごみが減り、ほとんどが資源となり、事業者のごみ処理に要するコストを抑制することにもなります。



## 家庭ごみの集積場所には排出できません!

事業系ごみは、市清掃工場へ自己搬入していただくか、収集運搬許可業者に依頼するなど適正に処理してください。また、清掃工場への搬入は、適正に分別された一般廃棄物のうち、焼却ごみのみです。産業廃棄物や資源化可能物については、収集運搬業者に依頼するか、受入可能業者へ持ち込んでください。

## 搬入物検査を実施しています!

市清掃工場へ搬入される事業系ごみへの資源化可能物や産業廃棄物の混入を防止し、資源の有効利用を促進するため、事業者への啓発・指導とともに、搬入制限の強化に取り組んでいます。適正に分別されていない搬入物は、持ち帰りいただく場合があります。



## 事業系ごみの処理についてのQ&A

**Q** 少しかごみが出ない。  
種類も一般家庭から出  
るごみと変わらない。

**A** 事業系ごみは、量や質に関わらず事業活動に伴って排出されたごみのことをいいます。少量だからとはいえ地域のごみ集積場所に出すことはできませんので、事業者自らが清掃工場に搬入するか、市が許可している処理業者に収集運搬を依頼するなど、適正な処理をしてください。

**Q** 処理経費を安くできな  
いか?

**A** 事業所の近くを通過している処理業者に相談するといいかかもしれません。すでにお近くの事業者と契約している場合もあり、収集運搬に要する経費が多少安くなる場合もあります。また、近隣の事業者と同一の処理業者と契約したり、加入している商店会や組合などへ相談したりすると効率的な契約ができる場合があります。

**Q** 資源化できる古紙と資  
源化できない古紙の分  
別はどうするのか。

**A** 資源化できない古紙には、主に粘着物の付いた封筒、防水加工紙、油紙、写真、合成紙、捺染紙、感熱紙、カーボン紙、臭いの付いた紙などがあり。紙の原料にならない異物が古紙に混ざっているものです。なお、紙以外のテープ類や金属類などを取り除くことにより資源化できる古紙は分離してください。

**Q** 処理業者を紹介してほ  
しい

**A** 一般廃棄物収集運搬許可業者の一覧につきましては、別紙折り込みを参考にさせていただくか、市廃棄物指導課や津久井クリーンセンターにお問い合わせください。また、市ホームページでもご覧いただけます。

## お問い合わせ一覧

相模原市ホームページ <http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>

●事業系ごみ・産業廃棄物の適正処理  
減量化等計画書の提出など  
《廃棄物指導課 適正指導担当》  
TEL. **042-769-8358**

●一般廃棄物・産業廃棄物処理業の許可など  
《廃棄物指導課 認許可担当》  
TEL. **042-769-8335**

●事業系一般廃棄物の搬入

《南清掃工場》南区麻溝台1524-1  
TEL. **042-748-1133**

《北清掃工場》緑区下九沢2074-2  
TEL. **042-779-1110**

(搬入時間 月～土曜日 8:30～11:45、13:00～16:00)

《津久井クリーンセンター》緑区青山3385-2  
TEL. **042-784-2711**

(搬入時間 月～土曜日 9:00～12:00、13:00～16:00)